

庁舎内における転倒事故の発生について

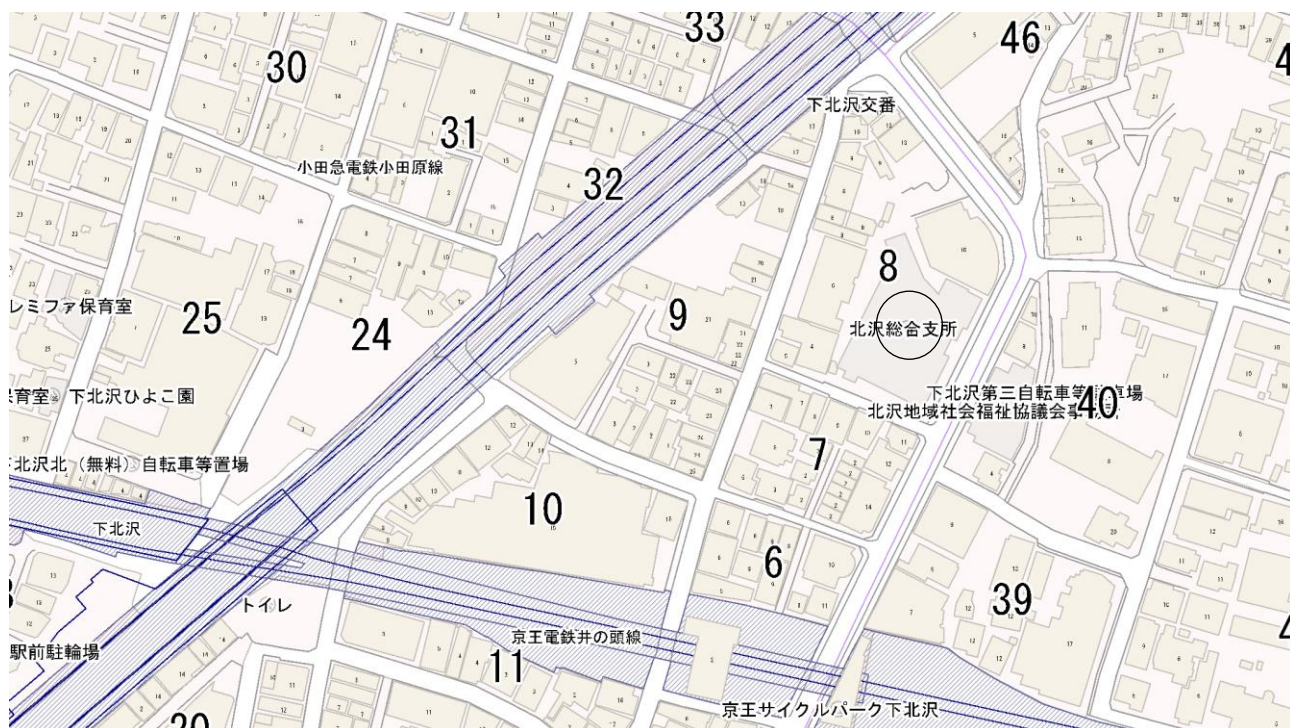
1. 事故の概要

- (1) 発生日時 令和2年6月15日(月)午後3時00分頃
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区北沢二丁目8番18号 北沢総合支所地下1階
東口階段前
- (3) 事故者 甲()
- (4) 事故内容 北沢総合支所地下1階にある区民窓口ほかを訪れた甲が、地下1階の東口階段前に敷いてある除塵マットに右足を載せたところ、前日の雨が染み出し床が濡れていたためマットの端が床の上で滑り、甲は横向きに転倒し打撲傷を負った。
- (5) 損傷の程度 人身:右足関節打撲、右ひじ打撲、右手関節捻挫、腰部打撲、右ひざ打撲、右肩打撲、頸椎捻挫
物損:なし

2. 事後の対応

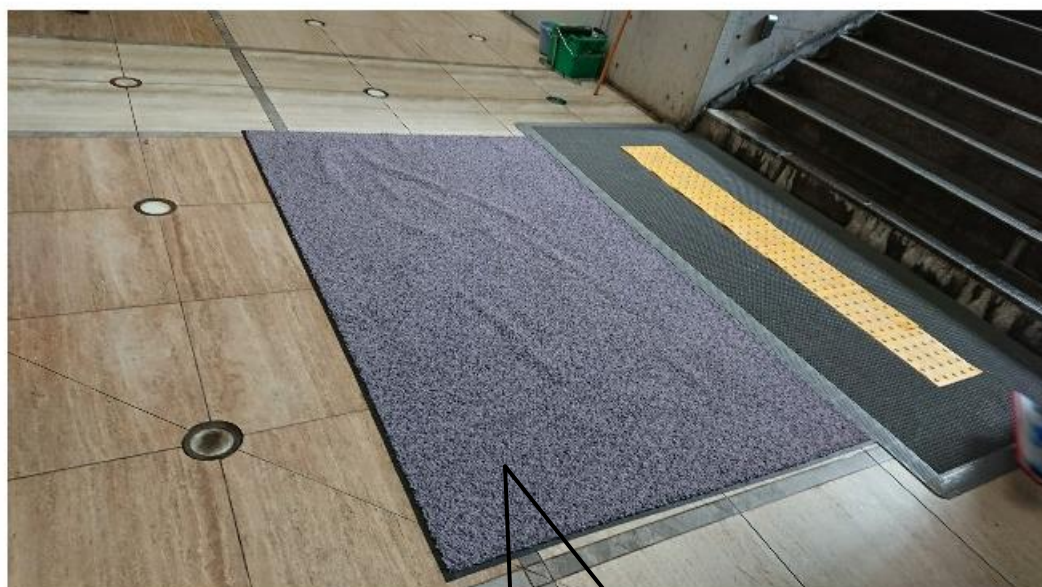
- (1) 事故発生以後、甲とは誠意を持って対応にあたっている。
- (2) 事故発生場所は、降雨後は数日間にわたり雨水が染み出す場所であり、これまでも頻回に清掃をしていた。今回の事故を受け、除塵マット自体を取り外し、降雨後は清掃回数を今まで以上に増やすなど、滑りやすい状態を作らないように施設管理業者に指示を徹底し、施設の適正な維持管理に努める。

【位置図】



【現場説明図】

地下1階東口階段前



床が濡れていたため、除塵マットの一部が床の上で滑りめくれるように動き、転倒した。